議案第6号

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例(平成3年北上市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前

第62条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については<u>第4号及び第5号</u>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた 時期

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第35条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所 得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ 改正後

第62条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については<u>第3号及び第4号</u>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ [略]

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第35条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所 得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ いて同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第159条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第159条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

いて同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以

2 (所得控除)

第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

(所得控除)

第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、募婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第25条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに 、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に 提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項 又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支 払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在におい て給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計 所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314 条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする 配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限 る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除 額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控 除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の 控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは第21条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控 除を受けようとするものを除く。以下この条において「給 与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 第25条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに 、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に 提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項 又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支 払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在におい て給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計 所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314 条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする 配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限 る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除 く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若し くは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に 規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第 26条の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が 85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の 控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額 の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除 、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控 15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~8 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規 定する申告書を提出しなければならない者(以下この条に おいて「給与所得者」という。)で市内に住所を有するも のは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに 、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出し なければならない。

- (1) (2) [略]
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) [略]

$2 \sim 6$ [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

除若しくは第21条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~8 「略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) · (2) 「略]
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) [略]

$2 \sim 6$ [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第26条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項 に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施 行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203 条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項にお いて「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって 、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配 偶者(退職手当等(第46条に規定する退職手当等に限る。 以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であっ て、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をい う。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満 の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得 を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「 公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するもの は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条 の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条に おいて「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公 的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め るところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当 該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければな らない。

(1) · (2) 「略⁷

第26条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項 に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施 行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203 条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項にお いて「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって 、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900 万円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配 偶者(退職手当等(第46条に規定する退職手当等に限る。 以下この項において同じ。) に係る所得を有する者であっ て、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をい う。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満 の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得 を有する者に限る。) 若しくは特定親族(退職所得等に係 る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下で あるものに限る。)を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは 、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の 6 第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条にお いて「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的 年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定める ところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該 公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければなら ない。

(1) • (2) 「略]

	(3) 扶養親族の氏名	(3) 扶養親族又は特定親族の氏名
	(4) 「略]	(4) 「略]
	$2 \sim 5$ 「略]	$2 \sim 5$ 「略]
		- 112
3	附則	附則
	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
	第21条 [略]	第21条 [略]
		(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)
		第21条の2 令和8年4月1日以後に第94条の2第1項の売
		渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項におい
		て「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第94
		条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第95条の2の規
		定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条
		において同じ。)に係る第96条第1項の製造たばこの本数
		は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号
		<u>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算し</u>
		た紙巻たばこ(第94条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう
		。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるもの
		<u>とする。</u>
		(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉た
		ばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙そ
		の他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当
		附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱す
		<u>ることによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当</u>

該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附 則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除 く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35 グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただ し、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム 未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本を もって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし 書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規 定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本 数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加 熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式た ばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げ る区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に 換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1 個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、 その端数を切り捨てるものとする。

		により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次
		<u>に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用し</u>
		<u>ない。</u>
		(1) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用
		<u>に供されるもの</u>
		(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第95条の2の規
		定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せ
		て喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により
		製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加
		<u>熱式たばこのみの品目のもの</u>
4	(公示送達)	(公示送達)
	第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、北上市公告	第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(
	式条例(平成3年北上市条例第1号)第2条第2項に規定	同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条におい
	する掲示場に <u>掲示して行う</u> ものとする。	て同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号
		。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定す
		<u>る方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態</u>
		<u>に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u>
		北上市公告式条例(平成3年北上市条例第1号)第2条第
		2項に規定する掲示場に <u>掲示し、又は公示事項を市の事務</u>
		所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を
		することができる状態に置く措置をとることによってする
		ものとする。
	(納税証明事項)	(納税証明事項)

4 第1項第1号に掲げる加熱式たばこ(第95条の2の規定

第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下 「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項 は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1 項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車につ いて天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納して いる場合においてその旨とする。

第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路 運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定 する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災 その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合 においてその旨とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 表2の項の改正部分及び附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 表3の項の改正部分及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 表 4 の項の改正部分及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の北上市市税条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第18条及び第25条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第26条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の北上市市税条例(以下「旧条例」という。)第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第26条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ (新条例附則第21条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従 前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、北上市市税条例第94条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しく は消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第96条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第21条の2の 規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 北上市市税条例第96条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第21条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第21条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人の市民税、市たばこ税等について改正するほか、所要の改正をしようとするものである。